

	質問	回答
1	<p>仕様書P3 ②宿泊施設に対する管理運営状況調査業務 2業務内容等 ウ管理運営調査 (ア)施設内外の玄関帳場等での面接の実施状況</p> <p>ここでいう面接はとどういった行為を指すか。該当者と合わせて回答をお願いしたい。</p>	<p>法令において、営業者は、宿泊者との面接に適した玄関帳場等を設け、宿泊者名簿の記載、客室の鍵の受渡しなどを行う旨が定められています。 営業者が宿泊者に対し、これらを適切に行っているかについて調査いただきます。</p>
2	<p>仕様書P4 ②宿泊施設に対する管理運営状況調査業務 (3)その他留意事項 (2)エに記載している夜間駐在確認調査については、午前8時～午前9時又は午後8時～午後9時頃に行うこととし、営業者又は管理者等に事前に連絡することなく実施すること。</p> <p>ここでいう夜間駐在確認調査は現地訪問での確認方法を想定しているのか？それともそれ以外の方法での確認方法を想定しているのか？ それ以外の方法での確認方法を想定している場合は、具体的確認方法の教示をお願いしたい。</p>	<p>夜間駐在確認調査については、現地訪問による調査を想定していません。</p>
3	<p>仕様書P4 4 成果物の提出 (3)調査内容は、アプリケーションで管理するデータベースを作成のうえ管理し、必要に応じて当該データベースを本市に提出すること。</p> <p>ここでいうアプリケーションとデータベースフォーマットは京都市指定のものか？ 現在実施している事業で使用しているアプリケーションは何か(サービス名等)</p>	<p>受託者において管理のために使用されるアプリケーションに指定はありません。ただし、本市に報告いただく際は、本市が指定したエクセルのフォーマットとしております。 なお、現在実施している事業では、許可施設情報、用途地域情報、調査情報などをクラウドGISにインプットさせたアプリケーションを受託者において作成し、管理及び利用されています。</p>